

年末調整って・・・

サラリーマンは毎月の給料から所得税が源泉徴収(天引き)され、12月には年末調整で所得税の精算が行われます。多くの場合税金の還付があります。毎月、天引きされていた所得税額は生命保険料、損害保険料等の控除は全く考慮されていません。あくまで概算にすぎず、年末に計算をし直して精算する必要があるのです。

年末調整の対象となる人

基本的に雇用主から給与をもらっている人で・・・

- ・一年間勤務している人
- ・途中入社で年末まで勤務している人
- ・退職者のうち一定の要件の人
- ・非居住者となった人(日本に住所のない人)

年末調整の対象とならない人

- ・給与収入が2000万円を超える人
- ・災害減税法により徴収猶予を受けている人
- ・2カ所給与の人で、扶養控除申告書を提出していない人

以上の方は必ず自分で確定申告する必要があります。



税金計算の仕組み

各所得を合計する

所得控除をする

所得控除とは・・・個人的な事情を考慮するための控除項目です。

たとえば

妻や子がいれば・・・配偶者控除、扶養控除

生命保険料を支払っていれば・・・生命保険料控除(最高10万円の所得控除)として控除することができます。

所得控除は全部で14種類ありますが、年末調整で控除できるのは11種類です。

医療費控除、雑損控除、寄付金控除は控除をしたい場合には、確定申告をしなければなりません。

税率を乗じ、税額を計算する

税額控除をする

税額控除とは・・・住宅借入金等特別控除等があります。(2年目以降の住宅取得)

平成20年中に住宅を取得した人は、確定申告が必要。



年税額が決定する

担当 有田